

「対外経済協力関係閣僚会議」の廃止に伴う各種措置について

平成18年5月1日
政府開発援助関係省庁連絡協議会幹事会申合わせ

「海外経済協力会議」の設置に伴い、「対外経済協力関係閣僚会議」が廃止されたことを受け、今後とも、政府全体として一体性と一貫性のある政策を立案・実施し、関係府省間の連携を強化するため、下記の措置を講ずることとする。

記

1. 関係府省間協議の場の活性化・強化

(1) 政府開発援助関係省庁連絡協議会

- ・ODA大綱、ODA中期政策に関する政府内の意見の調整、国別援助計画の了承等を行う。
- ・「海外経済協力会議」での議論を踏まえ、政府全体としての具体的な取組等を議論する場として活用する。

(2) 政府開発援助関係省庁連絡協議会幹事会

- ・政府開発援助関係省庁連絡協議会を補完するものとして開催し、関係府省間で情報共有を行い、具体的な実施の在り方について意見交換を行う場とする。また、議題設定を工夫し、関係府省間で活発な意見交換ができるようにする。
- ・2ヶ月に1回程度の開催を目途に定例化する。

(3) その他、技術協力連絡会議、ODA評価連絡会議等における議論も活性化する。

2. 「対外経済協力関係閣僚会議」の了承を要していた事項の今後の取扱い

(1) ODA大綱(閣議決定事項)及びODA中期政策(閣議報告事項)

- ・国民各層の意見を幅広く反映する必要があることから、「海外経済協力会議」で審議される基本的な方向性を受けて、国民各層の意見を聴取しながら、ODA総合戦略会議における議論を踏まえ、政府内において、政府開発援助関係省庁連絡協議会を通じて関係省庁と協議・調整しつつ策定することとし、最終的に、それぞれ閣議決定及び閣議報告の対象とする。

(2) 国別援助計画

- ・国別援助計画については、引き続き、関係府省間で連携しつつ策定することとし、政府開発援助関係省庁連絡協議会了承をもって成案とする。ただし、閣僚レベルでの議論が必要と判断される一部の国については、必要に応じて、「海外経済協力会議」で基本方針について審議を行う。

(了)